

	現行対策		税割合80%		税割合75%	
	税収入	原材料費等	税収入	原材料費等	税収入	原材料費等
2006	21,974	13,926	21,974	13,926	21,974	13,926
2007	21,809	13,821	21,809	13,821	21,809	13,821
2008	21,645	13,718	28,217	13,603	27,520	14,300
2009	21,483	13,615	27,979	13,488	27,288	14,179
2010	21,322	13,513	27,743	13,375	27,058	14,060
2011	21,162	13,411	27,509	13,262	26,830	13,941
2012	21,003	13,311	27,277	13,150	26,603	13,823
2013	20,846	13,211	27,046	13,038	26,378	13,707
2014	20,690	13,112	26,817	12,928	26,155	13,590
2015	20,534	13,014	26,590	12,819	25,933	13,475
2016	20,380	12,916	26,364	12,710	25,713	13,361
2017	20,227	12,819	26,141	12,602	25,495	13,248
2018	20,076	12,723	25,919	12,495	25,278	13,135
2019	19,925	12,628	25,698	12,389	25,063	13,023
2020	19,776	12,533	25,479	12,283	24,850	12,912
2021	19,627	12,439	25,262	12,178	24,638	12,802
2022	19,480	12,346	25,047	12,074	24,428	12,693
2023	19,334	12,253	24,833	11,971	24,219	12,585
2024	19,189	12,161	24,620	11,869	24,012	12,477
2025	19,045	12,070	24,410	11,767	23,807	12,370
2026	18,902	11,979	24,200	11,667	23,603	12,264

英国禁煙法における規制インパクト分析の事例と日本への示唆

松本 安生（神奈川大学）

1. 合意形成ツールとしての規制インパクト分析

欧米諸国で導入されている規制インパクト分析とは、荒川(2001)によれば「事前にそのインパクトをシミュレーションして、意思決定者や利害関係者との間で理解の共有化を図る手法」とされる。つまり、規制インパクト分析において最も重要な点は、利害関係者間における合意形成のためのツール(道具)として活用することである。

このための重要な手続きがコンサルテーション(協議)であり、これは一般市民だけでなく産業界、関係官庁、地方政府などの利害関係者に対する説明と意見・見解の聴取、さらにはそれらをもとにした規制案の修正などのプロセスであり、このプロセスとその結果についての記述は規制インパクト分析における重要な構成要素となっている。

先の荒川(2001)によれば、イギリスではこのコンサルテーションに90日間以上かけることが目途とされ、その結果を規制インパクト分析の最終報告書に記載することが推奨されている。また、カナダでも規制インパクト分析の報告書にはコンサルテーションのプロセスが詳細に記述され、場合によってはかなりの時間をかけて合意形成が進められる。このように、規制インパクト分析を先進的に導入している欧米諸国ではこのコンサルテーションのプロセスにより規制インパクト分析をもとにした利害関係者との合意形成が重視されている。

これに対して日本では2004年度から閣議決定に基づいた規制インパクト分析(事前評価)が試行的に実際されているが、総務省資料(2006)によれば、その定義は「規制の導入や修正に際し、実施に当たって想定されるコストや便益といった影響を客観的に分析し、公表することにより規制制定過程における客観性と透明性の向上を目指す手法」とされ、欧米諸国に見られるような合意形成ツールとして利害関係者との間で理解の共有化を図る手法としての視点はみられない。

実際に、現在の規制インパクト分析の実施要綱においても、公表については「規制インパクトを実施した府省は、速やかにその結果を内閣府規制改革・民間開放推進室に通知するとともに、原則としてインターネットにより公表しなければならないこととする」とされているだけで、これに対する意見などを求めること(パブリック・コメント)は必要とされていない。このため、規制インパクト分析の結果がホームページで公開されているものの、これに対する意見を求めるような記述はなく、そうした仕組みも構築されていない。また、実施要綱には規制インパクト分析の分析項目としてコンサルテーションに該当する項目の規定はなく、わずかに備考として「設定・改正しようとする規制に関し審議した審議会等において示された有識者の見解その他関連資料がある場合は、必要に応じそれを明示」することが規定されているだけであり、一般市民の意見・見解を聞こうとする姿勢は見られない。

ただし、規制インパクト分析の実施時期について要項では規制案自体に対するパブリック・コメント手続の意見募集時までに行わなければならないこととされ、実際にほぼ全ての規制インパクト分析はこの時までに行われ、インターネット上に公表されている。このため、このパブリック・コメントの機会を利用して、規制インパクト分析の結果に対しても意見を提出することは考えられる。しかし、規制案に対するパブリック・コメントの意見募集要項などにおいて規制インパクト分析についての言及はなく、またパブリック・コメントの意見募集を行っているホームページと規制インパクト分析の結果が公表されたホームページの間には何のリンクもない状態である。このため、実質的には規制インパクト分析に対して一般市民が意見を提出することは不可能であり、一般市民の意見を規制インパクト分析に反映させるような仕組みとはなっていない。

このように、日本における規制インパクト分析の導入は、規制の実施に当たって想定されるコストや便益といった影響を分析する、文字通りのインパクト分析が中心である。このためコストや便益の範囲などについての分析枠組みや分析手法に関する議論が主であり、欧米諸国で規制インパクト分析が導入された大きな目的である合意形成のための活用についての議論はほとんど行われてない。しかし、たばこ規制のような多くの一般市民の健康リスクや地域の美化環境にも関わるような政策問題については、規制の範囲や時期などの内容について十分な合意の形成なくしては実施することは困難であり、規制に対する利害関係者間の理解の共有化を図ることがその実効性を高めるためには重要である。このため、規制インパクト分析の実施を考える上ではまず合意形成のツールとしての視点からその手続きなどについて議論することが先決であり、その手続きを前提としてどのような分析枠組みや分析手法が必要であるのか、あるいは適切であるのかを議論することが必要である。

また、健康リスクのような不確実性があり確率的な問題に対しては完全に客観的な影響分析は実質的に不可能であり、ましてやそれらを金銭価値などの統一的な評価尺度に変換することは非常に困難である。むしろ想定されるリスクをどの程度受容するのかあるいは拒否するのかを利害関係者間の合意形成によって決めていくという「リスク・コミュニケーション」が重要である。日本でも化学物質についてすでにそうした考え方がすでに導入されている。

こうしたことから今後の日本において、特にたばこ規制のような問題に対して規制インパクト分析を行う場合には、コスト・便益分析だけでなくその結果を基にした利害関係者との間のコンサルテーションあるいはコミュニケーションを通じて、理解の共有化と合意の形成を行うことが必要である。このためには、欧米諸国における導入事例から合意形成ツールとしての規制インパクト分析の活用に関する知見の集積が重要である。

以下ではイギリスにおける健康増進・保護法案における禁煙法を対象として行われた規制インパクト分析及びそれを基にしたコンサルテーションの事例から、合意形成ツールとして規制インパクト分析を活用するポイントについて考察する。

2. 喫煙規制法における規制インパクト分析の事例～合意形成ツールとしての特徴

英国における健康増進・保護法案における禁煙法は、間接喫煙にさらされることからの健康リスクを減らすことや、一方で総合的な喫煙率を減らすことで肺がんなどによる死亡リスクを減らすことなどを目的として2005年に提案されたものである。

ここでは、禁煙法に対する規制インパクト分析を事例として、日本において試行されている規制インパクト分析（事前評価）とも比較しながら、英国の規制インパクト分析の特徴、とりわけ合意形成ツールとして活用するためのポイントとなっている点を明らかにする。このため、ここでは最終的な規制インパクト分析の報告書ではなく、利害関係者とのコンサルテーションを行うことを前提として作成された報告書案を事例対象として扱うこととし、以下では、規制インパクト分析とは最終報告書の内容ではなく、この報告書案を指すものとする。なお、日本においてはこうしたコンサルテーションというプロセスが存在しないため、規制インパクト分析においてもこの報告書案に該当するものはない。

(1) 分析の項目について

禁煙法に対する規制インパクト分析を構成しているのは次の表1の項目である。

表1 禁煙法に対する規制インパクト分析の構成

1. はじめに
2. 規制の目的
3. 規制の背景
4. リスク分析
5. 現在の状況（政策の概要）
6. 間接喫煙への方策の便益
7. 間接喫煙への方策の費用
8. 代替案の検討（代替案における便益、費用、課題）
9. 費用便益分析
10. 公正性と公平性（人種平等アセスメントを含む）
11. 競争力アセスメント
12. 地方への影響
13. 中小企業への影響
14. 監視と事後評価
15. 実効性確保と罰則
16. 協議（市民意見）
17. 結論と勧告
18. 連絡先

一般的に規制インパクト分析で想定されるリスク分析や便益、費用に関する記述、代替案の費用便益分析の結果などに関する記述が、ここでもこの報告書案の中心であり、分量としても全体の半分近くを占めている。しかし、上記の構成から分かるようにそれらの分析以外にも「公正性と公平性」、「競争力アセスメント」、「中小企業への影響」、「実効性確保と罰則」、「協議（コンサルテーション）」などの項目があり、これらについても報告書案にある程度の記述がなされている。これらの項目については定量的な分析が難しく、ほとんどは定性的な分析にとどまり、その結果、費用便益分析には反映されていないものが多いが、こうした影響についても考慮している姿勢を示すことで、その後の利害関係者との間で合意を形成するうえで重要な役割を果たしていると考えられる。

では、具体的にはリスク分析あるいは費用効果分析以外の項目において、どのような分析がなされているのかについて試みる。

まず、「公正性と公平性」についてだが、ここでは比較されている代替案が人種平等（人種差別）の問題を含めて、特定の社会層や地域住民に偏った影響があるかどうかについて検討を行っている。この報告では、喫煙率が貧困層と貧困街で特に高いことが明らかであり、政府はこれらの人々と地域において喫煙率を下げることにこれまで力を入れているが、この規制がこうした人々と地域に大きな影響があることを指摘している。この結果、規制はこれまでの政府の対策をむしろ後押しするものと判断されるが、一般的には社会経済的立場の低い人たちの喫煙率が高く、結果的に規制に対する賛成が少なくなっている現状があることが述べられている。

次に、「競争力アセスメント」では特定の産業に不利な影響がないかどうかを検討されている。この報告書では規制インパクト分析のガイダンスにある競争力アセスメント、とりわけこのガイダンスに示された簡易的なアセスメント手法を用いて、代替案それぞれが産業に及ぼす影響についてアセスメント（事前影響評価）を行っている。この結果、サービス産業、なかでも禁煙対策についてほとんど進展のない分野で、もっとも大きな影響があることが想定されている。また、「地方への影響」では、都市部以外の地域への影響について検討が行われているが、ここでも特に地方のパブには大きな影響があるかもしれないことが指摘されている。ただし、現時点ではそうなるという明白な証拠はないとも指摘されている。その一つとして、禁煙によるサービス産業への影響は小さいとする論文が引用されている。

一方、「中小企業への影響」については、代替案が中小企業に偏った影響を与えることになるかどうかを見極めるため、また、代替案で挙げられている除外措置による影響の範囲などを検討するために、関係する利害関係者及び通商産業省の中小企業サービス局と協議を行っていく旨だけが記述され、その影響について特に具体的な記述はなされていない。また、「実効性確保と罰則」についても実効性を確保するための取り決めの詳細に関してはさらに協議が必要であり、罰金の額や執行の程度については更なる協議に従って決定す

ることと記述されている。ただし、実効性確保についてはすでに同様な公共空間などでの禁煙が実施されているアイルランドの実績をもとに費用が見積もられ、費用便益分析に反映されている。

最後に「協議（コンサルテーション）」だが、ここではこの報告者案を基にして行われることとなるコンサルテーション以前に行われた一般市民や産業界との協議の状況などについて記述されている。例えば、この規制インパクト分析が公表された前年の2004年に行われた健康白書におけるコンサルテーション（協議）においては、間接喫煙が最も大きな課題として挙げられ、その規制に対して市民の大きな関心と要望があること述べられている。また、非公式な調査もここ数年間でいくつか行われてきているが、最近の世論調査では、喫煙の制限や禁止に関する市民の賛成が増加していること、また前提条件によっては賛成する人の割合が変化することなども記述されている。

さらに、産業界との協議については、政府の大臣や官僚が自発的な変更を求める現在の政策について、何度もサービス産業との協議を行ってきていることが述べられている。

このようなかたちで、英国における禁煙法に対する規制インパクト分析では、中心となるリスク分析や費用効果分析以外にも、想定される多様な利害関係者への影響を分析し、これらへの配慮を行うことを目的としていると考えられる項目が設けられていることは特筆すべきことである。参考として日本において試行的に行われている規制インパクト分析の実施要綱では、構成要素は次のような項目となっている。

表2 日本の規制インパクト分析の構成（実施要綱より）

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1. 規制の内容・目的2. 期待される効果3. 想定される負担4. 想定できる代替手段との比較考量5. 備考（審議会等において示された有識者からの見解そのた関連資料6. レビューを行う時期 |
|---|

日本における規制インパクト分析がまだ試行段階であるとはいえ、ここには英国の事例に見られるような利害関係者への影響を分析し、それらへの配慮を示すことを目的とするような項目は含まれていない。実際にこれまで行われている規制インパクト分析もこの実施要綱にほぼそのまま従って行われており、社会的な影響などまでも分析し、利害関係者との間で共通の理解を得るためのツールとして活用することは難しくなっている。日本における規制インパクト分析は政策決定への有用な情報として、その判断の材料となることが期待されているが、ここでの政策決定過程とは政策実務者による決定手続きのみが対象であり、利害関係者間での合意の形成とそれを通じた社会的な意思決定は含まれていない。

(2) 分析の内容について

上記では主として分析の項目を中心として、英国の禁煙法に対する規制インパクト分析の特徴を、とりわけ合意形成ツールとしての視点から述べた。次に分析の内容やその記述など、より具体的な点から合意形成のツールとしての規制インパクト分析の特徴について述べる。

先に述べたようにこの規制インパクト分析の報告書案は、市民や産業界などの利害関係者とのコンサルテーションのたたき台となるものであり、規制インパクト分析の内容についての特徴は一言で言えば、このコンサルテーションを前提としていることである。つまり、報告書案の大きな目的は最終報告書に向けてさらに分析や利害関係者との協議が必要となる問題点について明らかにすることとなっている。

具体的には、まず「はじめに」において、この規制インパクト分析がその前年に行われた健康白書におけるコンサルテーションとそのたたき台となった規制インパクト分析の改訂版であり、このときの規制インパクト分析で浮かび上がってきたいくつかの課題に対して健康省としては十分な利害関係者からの反応がなかったために、今回の規制インパクト分析においてこれらの重要な問題に対しての意見が待ち望まれている旨が記載されている。このように、規制インパクト分析は政策実務者よりもむしろ利害関係者向けに、むしろそうした人たちからの意見を集めるために行われているという位置づけであることが明らかである。

また、分析項目のそれぞれの記述の中にも” We welcome the comments……”（意見を歓迎します）やこれと類似した表現が各所にみられ、どのような分野で、どのような意見が求められているかが明確となっている。こうした記述は、利害関係者が意見を提出しやすい工夫というだけでなく、その後の利害関係者間でのコンサルテーションにおける論点を明らかにし、対話をよりスムーズに進めるためと考えられる。もちろん、これら以外の規制インパクト分析の項目について意見をすることも可能である。

具体的には、前述した合意形成に配慮した分析項目においても、利害関係者との協議を行っていくことが明記されている「中小企業への影響」や、コンサルテーションそのものについて記述されている「協議」の項目以外には、そこで定性的に述べられている影響などについて、利害関係者からの意見が求められている。とりわけ、「実効性確保と罰則」については、罰金などの問題も含んで多くの人が利害関係者であり、また実際の執行段階では合意が形成されているかどうかはその実効性に大きく関係する部分であり、利害関係者とりわけ市民とのコンサルテーションを重視している姿勢が見られる。例えば、実効性を確保するための取り決めの詳細に関してはさらに協議が必要であり、罰金の額や執行の程度についても更なる協議に従って決定することが記述されているが、「中小企業への影響」における記述とは異なり、この問題に対して、特に適切な罰則に関して意見が求められている。また、ここでは意見を出しやすいように各代替案における実効性確保のために行われると想定される仮説的なシナリオとそのために必要となる費用が明示され、これら

のシナリオやその費用について、さらにそれを実施する個々の機関のコストなどについて利害関係者の見解が求められている。

このように、合意形成を円滑に進めるために重要と考えられるこれらの分析項目においては、不確実性も高く、また金銭価値への換算が難しいために定性的な分析が中心であり、これに対しては利害関係者から様々な意見が提出されることが予測される。こうした項目においては、当局による分析結果だけでなく、むしろこの報告書では考慮されていない影響などについて意見を求める積極的な姿勢が、その記述からは読み取れる。

さらに、この規制インパクト分析において特徴的なことは、日本では科学的かつ客観的とされるような費用効果分析における金銭価値の推定においても、利害関係者からの意見が求められている点である。

表3 禁煙法の実施に関連する便益

(健康に関わる便益)
● 病気や死者の減少
● 職場が禁煙となることなどで喫煙を諦める喫煙者の期待余命の増加
● 職場が禁煙となることなどで喫煙量が減少する喫煙者の期待余命の増加
(経済及び環境に関わる便益)
● 喫煙習慣の減少による健康保険支払い額の減少
● 病気による欠勤の減少
● 喫煙のための休憩に伴うタイムロスが減ることによる効率性の増加
● 火災リスクの減少とそれに伴う安全性の向上
● 掃除及び維持費の減少
● 喘息への影響

まず、費用便益の便益については、表3における種類の便益が禁煙法の実施によってもたらされると想定され、このうち喘息への影響を除いて金銭価値での換算が行われている。

これらのうち、健康に関わる便益の金銭価値への換算については基本的に標準的な政府の経済的分析手法が用いられている。ただし、表4にあるように事例とした規制インパクト分析で対象とされている代替案のうち、国全体での完全な全面禁煙以外の代替案については、地域であるいは業種でどの程度の禁煙が実施されるかによって、その便益が大きく変化する可能性がある。そこで、この報告書で前提とされている実施状況についても意見が求められている。

ただし、健康以外の経済及び環境に関わる便益については、他のたばこ関連の規則案で行われた規制インパクト分析の結果がもととなっているためか、これらについて特に意見は求めるような記述はほとんど見られない。

表4 禁煙法の規制インパクト分析における代替案

- | |
|--|
| <p>1) 代替案1：現在の自発的なアプローチを継続。</p> <p>2) 代替案2：全ての室内の公共空間と職場を完全に禁煙とする国の規制。</p> <p>3) 代替案3：室内の公共空間と職場における間接喫煙を管理する地方政府の規制。</p> <p>4) 代替案4：全ての室内の公共空間と職場を完全に禁煙とする国の規制だが、例外(除外)場所を設定する規制。</p> |
|--|

次に、費用便益の費用については、禁煙法の実施によって表5における種類の費用が発生することが想定され、金銭価値での換算が行われている。ただし、執行のための費用及び教育・コミュニケーションのための費用については、不確定であるか費用が小さいため実際にはほとんど考慮されていない。また、意図しない費用つまり当初予想していなかった費用の発生についても当然、不確定であるため実際の費用は計算されていない。さらに、これら以外の費用についても、実施状況やその前提により左右される面が大きいことから、利害関係者の意見が様々なところで求められている。

表5 禁煙法の実施に関連する費用

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ●執行のための費用 ●実効性確保のための費用 ●教育・コミュニケーションのための費用 ●たばこ税収入の減少 ●たばこ産業の利益の減少 ●意図しない間接的な費用の増大 ●生産性の減少と消費者余剰の減少 |
|---|

具体的には、「実行性確保の費用」については分析の項目のところでも記述されているが、法の実効性を確保するための費用が中央及び地方の政府に必要となり、それに見込まれるコストについてはさらに協議が必要とされ、利害関係者からの見解が求められている。また、たばこ産業の利益の減少については日本でも大きな議論となるところだが、これについては10%を超える利益の減少はないとしている一方で、より正確な予測のためにさらに作業が必要であるとし、たばこ産業を含めた利害関係者からの意見が求められている。さらに、「意図しない費用」についても、ここでは金銭価値での換算が行われていないが、例えば、屋外における吸殻が増加して、その処理や掃除のために地方政府や企業の費用が増加することや、警察官はこの法律の実効性確保に責任をもたないこととしているが、喫煙する人が禁煙エリアから移動しない場合にはどのように対処するかなどを検討する必要があることとして記述されている。これらについて、さらにこれら以外の意図しない費用があるかどうかについて利害関係者からの意見が求められている。

一方、これらの費用の内容や範囲だけでなく、各代替案における具体的な費用の推定結果についてもその前提条件などによって結果は大きく変化すると考えられる。このため、これらについても利害関係者からの意見が求められている。特に、代替案4の場合には、全面的な禁煙ではなく、公共空間の種類などによって禁止か許可の認証を行うこととしているため、場合分けの定義が大きな問題となる。喫煙の定義や室内の定義、許可制に移項するまでの期間の長さ、禁煙にすべきとされている食事を準備し提供する場所の定義、さらには禁煙法の対象とならない場所をどこにすべきかなどについて、利害関係者からの意見が求められ、これらを基にして最終的な案が作成され、規制インパクト分析がなされることとされている。

このように、禁煙法により発生することが予測される費用については、多くの面で不確定性も大きく、項目の過不足から計算の前提条件となっている仮定に至るまで、幅広く利害関係者からの意見が求められていることが大きな特徴である。特に、大きな影響があると考えられるサービス産業やたばこ産業、地方政府の費用については、算出根拠を明確に示しながら予測される費用について明記する一方で、利害関係者からも反論となるような意見を求めていることは非常に興味深い点である。

なお、リスク分析については、間接喫煙によるリスクについて1998年に最初に報告され、2004年に改訂された「たばこと健康に関する科学委員会」の報告書の結果が用いられ、これについては特に市民意見は求められていない。

(3) その他

これら以外にも、事例としている規制インパクト分析の報告書案には、利害関係者との合意形成を考慮した記述がみられる。例えば、分析項目の「教育・コミュニケーション」においては、一般市民への周知のほか、禁煙規制を実施し遵守させることを支援する相談センターの設立などが想定され、そのための現在の保健局によるタバコの教育と啓発キャンペーンの実績をもとにその費用が推定されている。また、この報告書では最終的な結論として示された最も望ましい代替案4については、幅広い利害関係者との協議やそれらの意見を反映させることが課題であり、実際には他よりも複雑で費用のかかるアプローチであることが記述されている。

3. 規制インパクト分析の日本への適用について

以上のように、英国における規制インパクト分析は合意形成ツールとしての活用が重要な側面であり、具体的には報告書案の作成とそれをたたき台としたコンサルテーション、その結果を反映した最終報告書の作成というプロセスを通じて、利害関係者との協議がなされ、共通の理解を得るための試みがなされている。このことは、規制インパクト分析そのものの手法についても大きな関連がある。つまり、報告書案の段階では規制インパクト分析の結果は完全で絶対的なものとして位置づけられてなく、その大部分についてはその

後のコンサルテーションを通じて、利害関係者の意見を反映させつつ完成させていくこととされている。この点では、日本が費用効果分析の結果については“客観的”として外部とりわけ利害関係者からの意見をむしろ反映させないようにしていることは対照的である。英国の規制インパクト分析ではむしろ様々な利害関係者の主観的な意見をできるだけ考慮したうえで、それらを総合する方向を目指している。もちろん、利害関係者の主観的な意見にも客観的な事実の裏付けが必要とされるが、こうした分析結果に対する柔軟性とコミュニケーションの重視が、利害関係者との対話を促進し、合意の形成をスムーズに進める工夫になっていると考えられる。例えば、代替案3における地方の規制については、仮に地方自治体が独自の規制に関心が高くその実施を求めるならば、地域の実情に合わせた規制を行うことで、ここで想定されている便益はより大きくする一方で、実効性確保のための費用などについてはより低くすることも可能になると考えられるが、こうした場合に地方政府とのコンサルテーションを通じてより費用効果の高い規制に変更していくという柔軟性が残されている。

これに対して、日本において試行されている規制インパクト分析の結果はその算出根拠も明確でなく、またその結果に柔軟性がないことが、利害関係者間における対立をむしろ拡大するものであり、合意の形成という観点からは悪影響にしかならないと考えられる。このことはこれまでの環境アセスメントにおける議論において明らかである^{注)}。同じような失敗を繰り返さないためには、日本における規制インパクト分析を現在のような単なる費用効果分析の道具ではなく、それをたたき台として合意形成を進めるためのツールとしての活用を前提として考えるべきである。このためには、費用効果分析の分析枠組みやその金銭価値への換算における正確性などを追求することで客観性の向上を目指すよりも、英国の事例に見られるように数値自体は厳密なものではなくとも、その根拠となる資料及び前提などを明らかにし、それらの根拠も含めてさらに利害関係者から積極的に意見を求める姿勢が必要である。現在のように規制インパクト分析を客観的なものとして絶対視するならば、規制を行う側の単なる道具となるか、政策科学的な視点から政策決定を行うという制度の趣旨をむしろ阻害する恐れがあることに注意すべきである。

なお、最後に付け足すならば、英国の事例における最終的な規制インパクト分析結果は、英国における世論を受けて、室内の公共空間及び職場を例外なく禁煙とする代替案2が最も望ましいものとされ、定量的な分析結果も代替案2が最も費用効果が高いものであることを示す内容に修正されている。

以上

注) 規制インパクト分析と同様に政策の事前評価を行う制度としては環境アセスメントがあるが、閣議決定に基づいて行われたこの制度の問題とその後の法制化への歩みなどについては、原科幸彦(200)「改訂版 環境アセスメント」放送大学教育振興会(pp. 139-180)に詳しい。

参考文献

- 1) 荒川潤 (2001) 規制インパクト分析－事前シミュレーションを活用した合意形成－, SRIC REPORT, 7 (1), pp41-55
- 2) Department of Health (UK) (2005); Consultation on the Smokefree Elements of the Health Improvement and Protection Bill, pp.41